

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に
要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

別紙 1

傍線の部分は改正部分

新	旧
第 1 届出手続の運用 1 (略) 2 届出事項の公開 届出事項については都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。以下同じ。）<u>（指定居宅介護支援事業者に係る届出事項については、市町村。）</u>において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示することになること。 3～6 (略) 第 2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1 (略) 2 訪問介護費 (1)～(13) (略) (14) 共生型訪問介護の所定単位数等の取扱い ① 障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合 イ (略) ロ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。）、実務経験を有する者（平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を<u>受けた者を含む。</u>以下「旧外出介護研修修了者」という。）が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む。）に限る。）を提供する場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定すること。 ハ (略) ②・③ (略) (15) ・(16) (略) (17) 注 13 の取扱い ① <u>(16)</u>を参照のこと。	第 1 届出手続の運用 1 (略) 2 届出事項の公開 届出事項については都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市。以下同じ。）において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示することになること。 3～6 (略) 第 2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項 1 (略) 2 訪問介護費 (1)～(13) (略) (14) 共生型訪問介護の所定単位数等の取扱い ① 障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合 イ (略) ロ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する 3 級課程修了者については、相当する研修課程修了者を含むものとする。）、実務経験を有する者（平成 18 年 3 月 31 日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を<u>受けた者（以下「旧外出介護研修修了者」という。）を含む。</u>）が訪問介護（旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助（通院等乗降介助を含む。）に限る。）を提供する場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定すること。 ハ (略) ②・③ (略) (15) ・(16) (略) (17) 注 13 の取扱い ① <u>(14)</u>を参照のこと。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に
要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

別紙 1

傍線の部分は改正部分

新	旧
②～④ （略） (18) ～ (20) （略） (21) 生活機能向上連携加算について ① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について イ～ニ （略） ホ <u>イ</u>の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。 （略） へ・ト （略） ② （略） (22) （略） <u>(23) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u> 3 訪問入浴介護費 （１）～（８） （略） <u>（９） 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、２の（23）を参照されたい。</u> 4～6 （略） 7 通所介護費 （１）～（18） （略） (19) 送迎を行わない場合の減算について 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、<u>注18</u>の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。 (20)・(21) （略） (22) サービス提供体制強化加算について ① 3（７）④から⑥まで並びに <u>4（25）②</u>及び③を参照のこと。 ② （略） <u>(23) 介護職員処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、２の <u>(22)</u>を参照されたい。 <u>(24) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>訪問介護と同様であるので、２の（23）を参照されたい。</u> 8 通所リハビリテーション費 （１）～（27） （略）	②～④ （略） (18) ～ (20) （略） (21) 生活機能向上連携加算について ① 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について イ～ニ （略） ホ <u>①</u>の訪問介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定訪問介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。 （略） へ・ト （略） ② （略） (22) （略） （新設） 3 訪問入浴介護費 （１）～（８） （略） （新設） 4～6 （略） 7 通所介護費 （１）～（18） （略） (19) 送迎を行わない場合の減算について 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、<u>注13</u>の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。 (20)・(21) （略） (22) サービス提供体制強化加算について ① 3（７）④から⑥まで並びに <u>4（24）②</u>及び③を参照のこと。 ② （略） <u>(19) 介護職員処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、２の <u>(21)</u>を参照されたい。 （新設） 8 通所リハビリテーション費 （１）～（27） （略）

別紙 1

新	旧
<u>(28) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> 訪問介護と同様であるので、2の(23)を参照されたい。 <u>(29) (略)</u> 9 (略) 第3 居宅介護支援費に関する事項 1～16 (略) 17 ターミナルケアマネジメント加算について (1)・(2) (略) (3) ターミナルケアマネジメントを受けることについて<u>利用者又はその家族が同意した時点</u>以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。 ①・② (略) (4) (略)	(新設) <u>(28) (略)</u> 9 (略) 第3 居宅介護支援費に関する事項 1～16 (略) 17 ターミナルケアマネジメント加算について (1)・(2) (略) (3) ターミナルケアマネジメントを受けることについて<u>利用者が同意した時点</u>以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。 ①・② (略) (4) (略)